

# 安城西部小学校 いじめ防止基本方針

R8. 4

# 安城西部小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

### (1) 安城西部小学校の学校教育目標

《学校教育目標》

- ・かしこい子 … 自ら学び、伸びゆく子、正しく判断して行動する子
- 進んで学ぶ子** ・明るい子 … あいさつのできる明るい子、自分のよさを知り、自信のもてる子
- ・つよい子 … なかよく遊ぶ元気な子、命を尊び、たくましく生きる子

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることは、学校教育目標の具現化を目指していく上で欠かすことのできないことである。

いじめ防止等の対策は、こうした児童の安心した生活を脅かすいじめについて、学校の内外を問わず、行われないようにすることが大切である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが全ての児童に関係する問題であることや、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにしていかなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

上記のことを理解し、学校として学校行事の精選を図り、教師が児童と向き合う時間を確保するとともに、楽しく分かる授業づくりや温かな集団づくりを通して、児童の居場所がある学校・学級づくりを工夫していく。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、当該の児童と何らかの関わりのある他の児童が、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(安城市いじめ防止基本方針より)

### (3) いじめについての基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、見つけだそうと思って見ないと見つけにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方はまちがっている。
- ・いじめは、多様な態様があり、要件を限定して解釈することのないようにする。
- ・いじめは、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめの解消については、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童が心身

の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている場合、「解消している」とする。

#### (4) 学校としての構え

- ・生命・人権を尊重し、差別やいじめを絶対に許さない信頼感に満ちた学校を築く。
- ・児童の言動を正確に把握する方策をとる。
- ・全職員で全校の児童を見守る意識をもつ。
- ・全ての教職員が共通理解のもと、組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・教師の言動がいじめの温床になることがあることを自覚する。
- ・いじめの疑いがある事案に関しては、いじめられた側（弱い立場にある側）を最後まで守る姿勢をもち、指導にあたる。
- ・見えない所（インターネット上や塾、校外諸活動等）で被害が発生している場合もあるため、背景にある状況の確認を確実に行う。
- ・いじめが解消したと即断することなく、いじめた側、いじめられた側ともに、継続して十分な注意を払い、定期的に適切な指導や様子や表情等のきめ細かい観察等を行い、保護者と連携を図りながら見届けていく。最低でも3か月は経過観察をし、報告をする。
- ・「いじめ0」ではなく、「いじめ見逃し0」を心がける。

## 2 いじめの問題に対応する組織

### (1) いじめ・不登校対策委員会の設置

いじめ対策についての意思決定を行い、すべての教職員が共通理解のもと、いじめ問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取り組みを推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導する。定期的に、会をもつ。

#### ① 構成

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援主任、養護教諭、（関係学級担任、通学班主任、通級担当、スクールカウンセラー）

#### ② 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行  
・検証・修正の中核
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった際の組織的な対応
- オ いじめ事案の事実関係を調査する母体
- カ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- キ 実施した内容が実効性のあるものになっているか、教職員が内容を十分に理解し、共通理解が図られているか等、PDCAサイクルを用いた点検・見直し

### (2) 子ども理解全体会の開催

全職員で児童の日常の生活について気づいた点などを出し合い、児童の心の有り様など

をつかむひとつの方策となるようにする。会で情報を交換し合う中から、いじめ・不登校などの兆候をつかめるようにする。毎月1回、定期的に開催する。

① 構成

全職員

② 役割

ア 気になる行動についての情報交換

イ いじめの疑いに係る情報の共通理解

ウ いのちを守るアンケート結果と対応の共通理解

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

#### (1) いじめの未然防止

ア 安心して参加できる授業づくりの推進

- ・全ての児童が参加・活躍できる授業づくり（おはたんタイム）
- ・お互いのよさを認め合える、学び合いを取り入れた授業づくり
- ・つきたい力を明らかにした、分かる・楽しい授業づくり
- ・正しい姿勢や発表の仕方や聞き方などの学習規律の徹底

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる教育の推進

- ・さまざまな体験活動と関連させた道徳の時間の学習
- ・体験活動を積極的に取り入れた授業づくり
- ・自主性や思いやりの心を育てるペア活動（縦割り班活動）や委員会活動
- ・障害のある児童や外国籍児童に対する、周囲の児童への必要な理解促進と指導

ウ 基本的な生活習慣や規範意識の育成

- ・社会における規範や決まりを守ることの意義等の指導

エ 児童の居場所のある学校・学級集団づくりの推進

- ・いじめに関する課題に主体的に向き合う機会の設定を通して、集団の自浄力を高める

#### (2) いじめの早期発見

ア 子ども理解全体会の開催

- ・全職員目で児童の生活をきめ細かく把握し、いじめのサインを見逃さない
- ・周りからの関わりや気づいたことを子ども理解全体会の場で情報交換

イ 各種アンケートと教育相談週間の実施

- ・スクールライフノートの心の天気の利用
- ・毎学期1回、「いのちを守るアンケート」を実施。記名で行う。
- ・アンケートをもとにした教育相談を実施し、いじめのサインの積極的な早期発見を目指す

ウ 心を開いて相談できるための雰囲気と体制づくり

- ・日ごろの対話や誠実な対応による児童と教師、保護者と教師の信頼関係づくり
- ・スクールライフノートの相談ボックスの活用
- ・ハイパーQ Uによる児童理解
- ・日記指導など、心を開いて話せる場の保障
- ・全児童を対象に教育相談の実施
- ・養護教諭、スクールカウンセラーとの効果的な連携
- ・相談によってよい結果が出た例などの紹介

#### エ 校外相談関連機関との連携

- ・教育センターやふれあい学級、市臨床心理士、つながりディレクター、スクールソーシャルワーカー、こころの電話相談などの相談機関の機能や利用方法の周知

### (3) いじめへの早期対応

※ 「いじめ発見・対応後の基本原則—どの子ども大切な子ども—」に準じて行う。

#### ア 組織的な対応

- ・いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ・「報告」「連絡」「相談」「事後の報告」を徹底する。

#### イ 実態の把握

- ・当事者の訴えに基づき「事実」の確認を速やかに、且つ慎重に行う。
- ・すべて時系列で記録を取る。複数での対応を原則とする。
- ・いじめられたと意識している側（立場の弱い側）に立ち、対処する。
- ・先入観をもって事実確認をしない。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、早期に警察に相談する。

#### ウ 児童・保護者への指導

- ・いじめられた側、弱い立場にある側の不安を可能な限り取り除き、最後まで守る配慮に心がける。
- ・いじめた側には、教育的配慮のもと、行為の問題点、いじめられる側の気持ちを理解させることを心がけて指導に当たる。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

#### エ 安心した学校生活を送るための支援

- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払う。最低でも、3か月は経過観察、報告を行う。
- ・いじめられた側には、心の傷として残る場合も多いことを忘れない。児童と保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ・いじめた側、いじめられた側ともに、定期的に家庭連絡するなど、保護者と連携を図りながら見届ける。

#### オ 周囲の児童への指導

- ・当該児童間の問題にとどめず、児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえて、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解決を目指した指導を進める。

#### カ 家庭・地域、関係機関との密接な連携

- ・PTAや青少年健全育成会等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場の確保
- ・いじめに対する地域ぐるみの対策
- ・いじめの解消に向け、保護者の協力を得るとともに、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家、警察、児童相談センターと連携しながら対応にあたる。

### (4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

#### ア いじめの未然防止

- ・情報モラル教育の計画的な実施

- ・家庭でのルールづくりについての保護者への協力依頼
- イ いじめへの早期対応
- ・書き込み画像の削除等の対応
  - ・警察や教育センター、児童相談センター、法務局等との連携

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

- ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品などに重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

重大事態への対応にあたっては、事実関係が確定した段階で対応するのではなく、「疑い」が生じた段階で重大事態として調査を開始していくとともに、いじめられた児童や保護者から申し出があったときは、適切かつ真摯に対応する。

- (2) 重大事態が発生した場合は、速やかに安城市教育委員会に報告し、別紙「重大事態対応図」に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して、適切な方法で情報を提供する。
- (5) いじめが認定された場合、加害児童に対して、その保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。
- (6) 重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否が検討される。

#### 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価、及び保護者への学校評価アンケートを年2回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証・見直しを行う。

#### 6 その他

- (1) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページにも掲載する。
- (2) 長期休業中の生活についての事前指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。
- (3) 愛知県教育委員会から示された各種相談先を児童や保護者に周知する。

【重大事態対応図】



